

改正

令和4年3月30日要綱第31号

令和5年3月31日要綱第41号

令和6年3月29日要綱第27号

令和7年3月31日要綱第38号

令和8年4月31日要綱第41号

播磨町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担の軽減を行うことにより、少子化対策の強化を図るため、播磨町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、令和7年度にこの要綱による補助金交付決定を受けた世帯で、その受給額が補助限度額に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）も含める。

- (1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 所得証明書をもとに、補助金の交付申請日に属する年の前年の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額（交付申請日が1月から5月までの間については、前々年の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合においては、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。
- (3) 播磨町が指定する講座等を夫婦ともに受講していること。
- (4) 結婚を機に、新たに購入し、又はリフォームし、又は賃借した住居（以下「新居」という。）が、播磨町内にあること。
- (5) 補助金の申請日において新居に住民登録を有し、現に居住していること。
- (6) 婚姻届が受理された時点で夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 夫婦ともに、この制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、継続補助世帯を除く。
- (9) 町税の滞納がないこと。
- (10) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、令和8年4月1日以降に支払った経費に限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、播磨町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、申請内容に応じて、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯については、第1号から第5号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 所得証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（借入れがある場合）
 - (5) 第2条第3号に規定する講座等の受講を証する書類
 - (6) 居住物件の売買契約書、工事請負契約書、請書又は賃貸借契約書の写し
 - (7) 住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの
 - (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
 - (9) 引越費用に係る領収書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

（決定の通知）

第6条 町長は、前条の規定により交付の可否を決定したときは、播磨町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに播磨町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第4条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、播磨町結婚新生活支援補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第8条 補助対象者は、第6条又は前条第2項の規定による交付決定通知を受けた場合は、速やかに播磨町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助対象者から交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交

付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(遅延利息)

第11条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(報告等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行前にこの要綱に定める要件を満たす住居費又は引越費用の支払があった場合は、第4条の規定に基づき補助金の交付申請ができるものとする。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費	1 住居費 新居に要した費用で、当該物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等の礼金に類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとし、住居費のうち物件の賃料及び共益費に係る補助は、1か月分を上限とする。
	2 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に係る実費
補助限度額	1 世帯当たり30万円（夫婦の年齢がともに29歳以下の新婚世帯については、1世帯当たり60万円）。ただし、継続補助世帯については、前年度の補助限度額から前年度に交付した額を差し引いた額を限度とする。

備考 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。婚姻日より前に取得した住宅又は実施した当該住宅のリフォームにあたっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅又は実施した当該住宅のリフォームであること。婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については対象外とする。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

播磨町長 様

住 所
氏 名

(自署又は記名押印)

電話番号

播磨町結婚新生活支援補助金交付申請書

播磨町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻年月日		年 月 日	
2 経費内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額(A)	円
	住宅費 (リフォーム費)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額(B)	円
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃・共益費(a)	月額 円
		住宅手当(b)	月額 円
		実質家賃負担額(c) (a-b)	月額 円
		敷金(d)	円
		礼金(e)	円
		仲介手数料(f)	円
小計(C) (c+d+e+f)		円	
引越費用	引越しを行った日	年 月 日	
	引越費用(D)	円	
合計 (E) (A+B+C+D)		円	
3 前年度交付額 (F)		円	
4 補助金申請額 ※(E)と補助金上限額-(F)を比較し、少ない方を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て		円	

3 同意及び確認 該当する項目の□にチェックを入れてください。	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の住民票、所得額及び町税の納付状況について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。
	申請者氏名（自署）_____	
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の住民票、所得額及び町税の納付状況について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。
	配偶者氏名（自署）_____	
4 添付書類	<input type="checkbox"/> ①住民票の写し <input type="checkbox"/> ②所得証明書 <input type="checkbox"/> ③婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> ④貸与型奨学金の返還額がわかる書類(借り入れがある場合) <input type="checkbox"/> ⑤播磨町が指定する講座等の受講を証する書類 <input type="checkbox"/> ⑥居住物件の売買契約書、工事請負契約書、請書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑦住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの <input type="checkbox"/> ⑧住宅手当支給証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> ⑨引越費用に係る領収書 <input type="checkbox"/> ⑩その他()	

※同意及び確認欄に署名があれば、①②の書類を省略できる場合があります。

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

播磨町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

(2) 支給していない

(年 月現在)
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

播磨町長

播磨町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった播磨町結婚新生活支援補助金について、播磨町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

交付の可否 交付 ・ 不交付

補助金交付額 金 円

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

播磨町長 様

住 所
氏 名

(自署又は記名押印)

電話番号

播磨町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた播磨町結婚新生活支援補助金の申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
2 事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額(A)	円
	住宅費 (リフォーム費)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額(B)	円
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃・共益費(a)	月額 円
		住宅手当(b)	月額 円
		実質家賃負担額(c) (a-b)	月額 円
		敷金(d)	円
		礼金(e)	円
		仲介手数料(f)	円
	小計(C) (c+d+e+f)	円	
	引越費用	引越しを行った日	年 月 日
引越費用(D)		円	
合計 (E) (A+B+C+D)			円
3 前年度交付額 (F)			円
4 補助金申請額 ※(E)と補助金上限額-(F)を比較し、少ない方を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て			円
5 添付書類 ※変更のある書類のみ添付		<input type="checkbox"/> ①住民票の写し <input type="checkbox"/> ②所得証明書 <input type="checkbox"/> ③婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> ④貸与型奨学金の返還額がわかる書類(借り入れがある場合) <input type="checkbox"/> ⑤播磨町が指定する講座等の受講を証する書類	

	<input type="checkbox"/> ⑥居住物件の売買契約書、工事請負契約書、請書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑦住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの <input type="checkbox"/> ⑧住宅手当支給証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> ⑨引越費用に係る領収書 <input type="checkbox"/> ⑩その他()
--	---

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

播磨町長

播磨町結婚新生活支援補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった播磨町結婚新生活支援補助金について、播磨町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり変更しましたので通知します。

変更交付額 金 円

年 月 日

播磨町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

播磨町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった播磨町結婚新生活支援補助金について、
下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関名	金融機関名：
	支 店 名：
口座種別	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

※口座名義人については必ず申請者氏名と一致すること。